

地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期目標期間の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

評価委員会は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、機構から提出された当該中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 30 条に基づく中期目標期間評価を行う。

2 評価の着眼点

中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

中期目標期間評価は、法令等に基づき、当該中期目標期間の終了後に行うこととする。

また、次期中期目標に反映させるために、暫定評価を当該中期目標期間の途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、中期目標期間の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の当該中期目標期間の業務実績を記載することとし、当該中期目標期間の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

ア 対象期間

評価の対象となる当該中期目標の期間を記載する。

イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該中期目標期間の実績について、総括して記載する。

ウ 項目別実績

当該中期目標の達成状況が明らかになるよう、中期目標期間中の業務の実績を項目別に記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	中期目標が十分達成されている。
B	中期目標が概ね達成されている。
C	中期目標が十分達成されていない。

(2) 法第 30 条に基づく中期目標期間評価

中期目標期間評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(3) 暫定評価

次期中期目標に反映させるための暫定評価についても、(1) に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

また、この暫定評価の中で、法第 31 条の「中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を併せて行うこととする。

5 通知

評価委員会は、中期目標期間評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し中期目標期間評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。